

# 大分県ボクシング連盟規約

## 第1章 名称及び事務局

(名 称)

第1条 本連盟は、大分県ボクシング連盟と称する。(設立1972年(昭和47年)4月1日)

(事 務 局)

第2条 本連盟の事務局は輪番制とし事務局担当者の所属先に置く。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本連盟は、大分県におけるアマチュアボクシングを統括し、代表する団体として、ボクシングの普及および振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前項の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1、アマチュアボクシングに関する調査研究。
- 2、講習会の開催および競技力の向上に関する事業。
- 3、大分県における各種アマチュアボクシング大会の開催。
- 4、その他、この連盟の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会 費

(会 費)

第5条 この連盟の会費は、つぎのとおりとする。

会長・副会長・理事長	50,000円
事務局長・常任理事	30,000円
賛助会員	25,000円(日連に登録しない会員は5,000円)
理事	25,000円
役員登録	20,000円
所属登録料	30,000円(高体連加盟校) 20,000円(その他の団体)

## 第4章 役 員

(役 員)

第6条 本連盟には、次の役員(会員)をおく。

正会員

- 1、会 長 1名
- 2、副 会 長 3名以内
- 3、理 事 長 1名
- 4、事務局長 1名(必要があれば補佐1名)
- 5、常任理事 若干名(内監事2名)
- 6、理 事 若干名
- 7、当該年度所属登録をした団体の代表者

会 員

当該年度、役員登録をした者

(役員を選任)

第7条 理事は、総会の決議によって選任する。

会長、副会長、理事長、監事、及び常任理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 理事長は、会長・副会長を補佐し、理事総会の決議に基づき、本連盟の業務を掌理する。

第11条 理事は、理事総会を組織し、本連盟の業務を議決し執行する。

第12条 常任理事は、常任理事会を構成し、理事総会を開催するに至らない日常業務を計画・遂行する。

(役員任期・定年)

第13条 1、本連盟の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2、補欠または増員により選任された役員任期は、前任または在任者の残任期間とする。

3、役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

4、役員は満80歳になった年度末を定年とし、その後、賛助会員として連盟の発展に参加できる。

5、審判員は満65歳になった年度末を定年とするが、連盟が必要と認めた場合は70歳まで延長できる。

6、本連盟に多大な功績を残した役員は定年を待たずに賛助会員に推薦することができる。

(役員解任)

第14条 役員が次に該当するときは、理事会および総会において各々の3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

1、心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。

2、職務上の義務違反、その他、役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

3、会費を1年以上滞納し、督促にもかかわらず払い込みの無いとき。

## 第5章 会 議

(理事会の招集等)

第15条 理事会は会長が必要と認めるとき、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

1、理事会の議長は会長とする。但し会長は代理人に議長を委嘱することができる。

2、理事会は理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。

但し、あらかじめ委任状を提出した者は出席とみなす。

(総会の招集)

第16条 1、総会は、毎年5月～6月の高校県体2日目に会長が召集する。

2、臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、会長が召集する。

3、総会の招集は、少なくとも1週間以内にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議決事項)

第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を決議する。

1、事業計画および収支予算についての事項

2、事業報告および収支決算についての事項

3、その他この連盟の業務に関する必要事項

(総会の定足数)

- 第18条 1、総会の定足数は、正会員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。但し、あらかじめ委任状を提出した者は出席者とみなす。
- 2、総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは理事会の可決に決するところによる。

## 第6章 会 計

(事業計画および収支予算)

- 第19条 この連盟の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長又は会長の委嘱により理事長が編成し、理事会および総会の議決を経なければならない。

(収 支 決 算)

- 第20条 1、この連盟の収支決算は、会計理事が作成し、財産目録、事業報告書について監事、理事会および総会の承認をうけなければならない。
- 2、この連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認をうけて、翌年度に繰越すものとする。

(会 計 年 度)

- 第21条 この連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第7章 委員会等

(専門委員会の設置)

- 第22条 この連盟は連盟の活動に必要な限度で総務委員会、審判委員会、強化委員会、医事委員会その他の委員会を設けることができる。

## 第8章 規約の変更ならびに解散

(定款の変更)

- 第23条 この規約を変更しようとするときは、理事会および総会において各々現在数の4分の3以上の議決を経なければならない。但し、第5条(会費)に関しては、理事会および総会において各々現在数の3分の2の議決により変更出来るものとする

(解 散)

- 第24条 この連盟の解散は、理事会および総会において、各々の現在数の4分の3以上の議決を経なければならない。

附則

制定 2008年7月12日

改訂 2008年11月8日(役員の任期) 2009年3月1日(会費)

2010年 6月5日(会費) 2013年2月25日(名称変更・会費(2013年4月1日施行)) 2014年3月(会費)

2017年 3月5日(会費)(役員の任期・定年)

2021年2月28日 事務局所在地・会長

2022年2月26日 役員

〒870-0948 大分県大分市芳河原台12-1 (大分工業高校内)

大分県ボクシング連盟 会長 中村 哲明

## 大分県ボクシング連盟慶弔および旅費・日当に関する規定

(慶弔規定目的)

第1条 会員の家族に慶弔事ある時は、この規定により金品を会長名で贈り、その至情を披瀝するものとする。

(慶弔規定適用範囲)

第2条 本規定は、会費を納入している者に適用する。ただし、会費を1年以上滞納している者を除く。

(結婚祝金)

第3条 会員が結婚したときは、祝金として10,000円を贈る。

(叙位叙勲)

第4条 会員が叙位、叙勲または褒章を受けたときは、常任理事会の議を経て記念品を贈呈して慶祝する。

(死 亡)

第5条 会員が死亡したときは、弔電、生花2基及び香典20,000円を贈り、会長または代理人が弔問する。

(配偶者の死亡)

第6条 正会員の配偶者が死亡したときは、弔電、生花1基及び香典10,000円を贈り、会長または代理人が弔問する。

会員の配偶者が死亡したときは、弔電、生花1基又は香典10,000円を贈り、会長または代理人が弔問する。

(家族等の死亡)

第7条 正会員又は会員の実父母子が死亡したときは、弔電、生花1基及び香典10,000円を贈り、会長または代理人が弔問する。

会員の場合は第6条に準ずる。

(災害見舞)

第8条 会員の自宅が火災または風水害等により著しく損害を受けたときは、見舞金として10,000円を贈る。

(疾病負傷)

第9条 会員が疾病または、負傷により1ヶ月以上にわたり入院または病臥したときは、見舞金として10,000円を贈る。

(連絡義務)

第10条 第3条から第9条までに掲げる事由が発生したときは、会員または家族ならびにこれを知った会員は速やかに理事長を経て事務局に届け出る。

(旅費・日当規定目的)

第11条 この規定は、会員が連盟代表として出張する場合の旅費の支給および連盟主催の競技会の日当について定める。

(旅費の区分)

第12条 出張にあたっては、次に定める旅費を支給する。

日本連盟が主催する会議等：交通費及び宿泊費として大阪開催は35,000円、東京開催は50,000円。

九州内出張（審判員含）：1泊10,000円の宿泊費及び交通費10,000円。但し、沖縄開催の場合は交通費の実費。

その他日本連盟、九州連盟、県教育委員会、県体育協会等が主催する懇親会等にかかる参加料の実費。

日本連盟が主催する全国大会に連盟代表監督として参加する場合の交通費・宿泊費の実費（但し県の派遣規定を上限とする）

(日当の区分)

第13条 連盟主催の競技会にあたっては、次に定める日当を支給する。

ドクター20,000円/日 競技役員2,000円/日

(細部運用)

第14条 本規定の解釈、運用については会長または代理人の決定によるものとする。

(制定改廃)

第15条 本規定の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

(附 則)

制定 2008年7月12日改訂 2014年4月1日（旅費・日当規定の追加）2017年3月5日（家族等の死亡）（旅費の区分）